

平成 26 年 7 月 24 日
保健福祉部管理課

生活困窮者自立支援法施行に伴う区の取組について

平成 27 年 4 月 1 日施行の生活困窮者自立支援法（以下「支援法」という。）に基づき、生活保護に至る前段階の生活困窮者に対する自立支援策をより一層強化する必要がある。しかし生活困窮の状態は様々であり、福祉・就労・教育施策など様々な面から総合的で切れ目のない支援を行っていく必要がある。このため、支援法に基づく取組を中心とした新たな支援体制を以下のとおり構築する。

1 支援法施行への対応

(1) 支援法に基づき実施する事業

- ① 必須事業 自立相談支援、住居確保給付金
- ② 任意事業 家計相談支援、学習支援等、就労準備支援、一時生活支援

(2) (仮称) 自立相談支援窓口の設置

支援法に基づく事業を実施するため、自立相談支援窓口（以下「新支援窓口」という。）を設置する。

2 支援法に基づく取組を中心とした新たな支援体制構築の考え方

生活困窮者支援に関わる関係部署等による検討会を設置し、国から示される政省令・ガイドライン等を踏まえ、新たな支援体制について検討を行う。

(1) 検討の視点

- ア 新支援窓口と関係機関等との役割分担と連携体制整備
- イ ひきこもり・ニート等を含む総合的な若者支援のあり方 など

(2) 検討体制

現在、生活困窮者及び若者支援の取組を実施している関係部署等の職員等で構成する検討会を設置し、検討する。

3 スケジュール

平成 26 年 8 月	支援窓口運営委託事業者公募
9 月	事業者選定委員会開催・事業者決定
平成 27 年 4 月	自立相談支援窓口開設